

株式会社カイオム・バイオサイエンス
定 款

平成 17 年 1 月 21 日 作成
平成 17 年 1 月 25 日 公証人認証
平成 17 年 2 月 8 日 会社設立
平成 17 年 5 月 16 日 改訂
平成 18 年 6 月 23 日 改訂
平成 19 年 1 月 31 日 改訂
平成 19 年 10 月 11 日 改訂
平成 20 年 6 月 25 日 改訂
平成 21 年 6 月 29 日 改訂
平成 21 年 12 月 4 日 改訂
平成 22 年 3 月 17 日 改訂
平成 22 年 6 月 29 日 改訂
平成 22 年 11 月 15 日 改訂
平成 23 年 6 月 29 日 改訂
平成 23 年 10 月 4 日 改訂
平成 23 年 10 月 20 日 改訂
平成 23 年 10 月 31 日 改訂
平成 24 年 4 月 1 日 改訂
平成 25 年 6 月 27 日 改訂
平成 25 年 7 月 1 日 改訂
平成 26 年 4 月 1 日 改訂
平成 26 年 6 月 24 日 改訂
平成 28 年 3 月 29 日 改訂
令和 3 年 3 月 26 日 改訂

第1章 総 則

第1条（商 号）

当社は、株式会社カイオム・バイオサイエンスと称し、英文では、Chiome Bioscience Inc.と表示する。

第2条（目 的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、検査用試薬、バイオテクノロジー研究用試薬および工業薬品の研究開発、製造、販売および輸出入
- (2) 医療用機械器具、検査用機械器具、バイオテクノロジー研究用機械器具の研究開発、製造、販売および輸出入
- (3) バイオテクノロジーに関する研究ならびにその受託
- (4) バイオテクノロジーに関するコンサルティング業務
- (5) バイオテクノロジーに関する情報提供サービス業
- (6) 前各号に付帯する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条（機 関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、90,000,000 株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

1. 当会社は株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第12条 （株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条 （定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

第14条 （招集権者および議長）

1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 （決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第16条 （議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条 （議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 18 条 （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

第19条 （員数）

当会社の取締役は、7名以内とする

第20条 （取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条 （任期）

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条 （代表取締役および役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 （取締役会の招集権者および議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条 （取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 （取締役会の決議方法）

1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条 （取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または署名もしくは電子署名する。

第27条 （報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第28条 （取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額とする。

第29条 （取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査役および監査役会

第30条 （員数）

当会社の監査役は、4名以内とする。

第31条 （監査役の選任）

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条 （任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第33条 （常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第34条 （監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第35条 （監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第36条 （監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名または電子署名する。

第37条 （監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第38条 （報酬等）

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総

会の決議によって定める。

第39条 （監査役の責任免除）

1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第40条 （選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第41条 （任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第42条 （会計監査人の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第7章 計 算

第43条 （事業年度）

当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

第44条 （剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第45条 （中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第46条 （配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。